

## 移管すべき事務を選定するための基準について（案）

- 1 事務移管の是非は、都民区民に対する行政サービスをより充実させていくという観点から、検討対象事務について、個別具体的に検討していく必要がある。
- 2 移管すべき事務を具体的に選定するに当たっては、都は、より大都市経営に重きを置いた都政運営を行うとともに、特別区は、より幅広く地域の事務を担うことが求められていることを踏まえた上で、法令改正も視野に入れ、以下の基準を総合的に勘案するものとする。

### 〔基準〕

- (1) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。
- (2) 各特別区の範囲を超えて広域的に処理することが必要な事務かどうか。
- (3) 特別区が処理することにより効率性が著しく損なわれる事務かどうか。
- (4) 専門性など人的な観点から特別区が処理することが適当でない事務かどうか。
- (5) 施設の規模や配置など物的な観点から特別区が処理することが適当でない事務かどうか。
- (6) 上記に付随する事務かどうか。
- (7) その他当該事務について移管すべき、あるいは移管すべきでない特段の事情があるかどうか。